

令和2年第3回定例会

富良野市議会会議録

令和2年9月24日(木曜日)午前10時00分開議

◎議事日程(第5号)

- 日程第 1 議案第 1号 令和2年度富良野市一般会計補正予算(第8号)
日程第 2 議案第 2号 令和2年度富良野市介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第 3 議案第 3号 富良野市東郷ダム管理条例の制定について
日程第 4 議案第 4号 富良野市税条例の一部改正について
日程第 5 議案第 5号 富良野市学童保育センター設置条例の一部改正について
日程第 6 議案第 6号 富良野市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第 7 議案第 7号 基幹水利施設管理事業の実施について
日程第 8 議案第 9号 北海道市町村職員退職手当組規約の変更について
日程第 9 議案第 11号 議員の派遣について
日程第 10 議員の派遣について
日程第 11 意見案第 1号 ドクターヘリの安定的・持続的運用への支援強化を求める意見書
日程第 12 意見案第 2号 種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書
日程第 13 意見案第 3号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
日程第 14 意見案第 4号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書
日程第 15 意見案第 5号 「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困解消」など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書
日程第 16 意見案第 6号 新たな過疎対策法の制定等に関する意見書
日程第 17 意見案第 7号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
日程第 18 閉会中の所管事務調査について

◎出席議員(18名)

議長	18番	黒岩岳雄君	副議長	11番	今利一君
	1番	宮田均君		2番	松下寿美枝君
	3番	宇治則幸君		4番	家入茂君
	5番	石上孝雄君		6番	大西三奈子君
	7番	佐藤秀靖君		8番	小林裕幸君
	9番	渋谷正文君		10番	大栗民江君
	12番	天日公子君		13番	関野常勝君
	14番	日里雅至君		15番	本間敏行君
	16番	水間健太君		17番	後藤英知夫君

◎欠席議員(0名)

◎説明員

市	長	北	猛	俊	君	副	市	長	石	井	隆	君																		
総	務	部	長	稲	葉	武	則	君	市	民	生	活	部	長	山	下	俊	明	君											
保	健	福	祉	部	長	柿	本	敦	史	君	経	済	部	長	川	上	勝	義	君											
建	設	水	道	部	長	小	野	豊	君	兼	ぶ	ど	う	果	樹	研	究	所	長											
総	務	課	長	今	井	顕	一	君	看	護	専	門	学	校	長	澤	田	貴	美	子	君									
企	画	振	興	課	長	関	澤	博	行	君	財	政	課	長	藤	野	秀	光	君											
教	育	委	員	会	教	育	部	長	亀	淵	雅	彦	君	教	育	委	員	会	教	育	長	近	内	栄	一	君				
農	業	委	員	会	事	務	局	長	井	口	聡	君	農	業	委	員	会	会	長	及	川	栄	樹	君						
監	査	委	員	会	事	務	局	長	佐	藤	克	久	君	監	査	委	員	鎌	田	忠	男	君								
公	平	委	員	会	事	務	局	長	佐	藤	克	久	君	公	平	委	員	会	委	員	長	中	島	英	明	君				
選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	大	内	康	宏	君	選	挙	管	理	委	員	会	委	員	長	伊	藤	和	朗	君

◎事務局出席職員

事	務	局	長	清	水	康	博	君	書	記	大	津	諭	君
書	記	佐	藤	知	江	君	書	記	向	山	孝	行	君	

午前10時00分 開議
(出席議員数18名)

開 議 宣 告

○議長（黒岩岳雄君） これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（黒岩岳雄君） 本日の会議録署名議員には、
松 下 寿美枝 君
後 藤 英知夫 君
を御指名申し上げます。

諸 般 の 報 告

○議長（黒岩岳雄君） 事務局長をして、諸般の報告を
いたさせます。

事務局長清水康博君。

○事務局長（清水康博君） 一登壇一

議長の諸般の報告を朗読いたします。

今定例会の追加案件につきましては、議会側提出の事件、議員の派遣2件、意見案7件、所管事務調査の申し出2件、これにつきましては本日御配付の議会側提出件名表ナンバー2に記載のとおりでございます。

以上でございます。

議会運営委員長報告

○議長（黒岩岳雄君） 本定例会の運営に関して、議会運営委員会より報告願います。

議会運営委員長後藤英知夫君。

○議会運営委員長（後藤英知夫君） 一登壇一

おはようございます。

議会運営委員会より、9月17日に議会運営委員会を開催し、追加議案の取り扱いについて審議をいたしましたので、その結果について報告申し上げます。

提出されました追加議案は、議会側提出案件が11件で、その内訳は、議員の派遣2件、意見案7件、閉会中の事務調査2件でございます

いずれも、本日中の日程の中で審議を願うことしております。

以上、申し上げます、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（黒岩岳雄君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のとおり、本定例会を運営いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。
よって、ただいまお諮りのとおり決しました。

日程第1

議案第1号 令和2年度富良野市一般会計補正 予算（第8号）

○議長（黒岩岳雄君） 日程第1、議案第1号、令和2年度富良野市一般会計補正予算を議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑は、予算第1条の歳出より行います。

事項別明細書20ページ、21ページをお開きください。

2款総務費、3款民生費まで、20ページより27ページ中段までを行います。

質疑ございませんか。

15番本間敏行君。

○15番（本間敏行君） 22ページ、23ページ、2款総務費1項総務管理費20目体育振興費の300番、体育施設管理費です。

4点ほど質問があるのですが、1点目は、ボイラーの取りかえ工事がこれから始まるとしたら冬場にかかっていくと思うのです。11月1日になると、大体、暖房が入ってくるのですが、それまでに間に合うのかということをお聞きしたいと思っております。

2点目は、シャワー室の利用を認める範囲です。アリーナだけなのか、それとも、外のほうも利用できるのか。これからはもう冬ですから外はないですけれども、これから利用していく場合には、当然、来年のことも考えてやっていかなければならないと思うので、要するに、シャワー室の利用を認める範囲はどこまでかということですよ。

3点目は、シャワーを使用した場合の使用料をどう考えているかということですよ。

4点目は、これは指定管理者制度でやっていますけれども、指定管理者と協定を結んでいる段階で、このシャワーの使用というのはいままでもう十何年使っていませんから入っていないと思うのですが、そこら辺の水道料だとか燃料代で別途ふえる金額につきましては補填をしていくのかどうか、そこら辺もちょっとお聞きしたいなと思っております。

この4点をお願いいたします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

市民生活部長山下俊明君。

○市民生活部長（山下俊明君） 本間議員の御質問にお答えいたします。

22ページ、23ページ、2款1項20目の300番、体育施設

管理費のスポーツセンター暖房・給湯設備改修工事費に係ります質問ということで、4点ほどいただきました。

まず、工事期間になりますが、現在、スポーツセンターのボイラーにつきましては、老朽化が著しいところではありますけれども、稼働中でございます。今回整備しますボイラーにつきましては、受注生産になっているということでございますので、納期につきましては1月、2月という予定で確認をしているところです。

ですので、その期間までは現在のボイラーを使用して暖房をとっていただきまして、工事期間はおおむね2月ないしは3月の前半を予定しておりますが、大会等の日程調整もございますので、なるべく月曜日から金曜日の5日間ぐらいで工事を終わらせる予定で考えております。その際には、当然、利用者ですとかふらのスポーツ協会と協議をしながら日程を確保したいと考えているところです。

2点目のシャワー室の利用範囲と3点目のシャワー室の利用料金、同じく、4点目の指定管理者への財源の補填等々の質問については、まとめて答えさせていただきますが、現在、10年以上、シャワー室については利用できない状況となっております。

シャワー室につきましては、今回、工事で設置をいたしますけれども、必要最低限の整備というふうに考えておりますので、利用料金を取るのであれば、当然、条例改正が必要になりますし、どれぐらいの利用があるのかということもありますので、まずは今年度に設置を試みて、利用者の方ですとか、スポーツ協会ですとか、それぞれと協議をしながら、今後、利用料金に反映するですとか、スポーツ協会の指定管理料で見るとか、そういったところは状況を見ながら検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

15番本間敏行君。

○15番（本間敏行君） 1点だけなんです、受注生産なので2月か3月の前半ということだったのですけれども、1週間ぐらいでできると言っていたのですが、その間は体育館を閉めるということですか、それとも、何かほかの暖房でつなげていくということか、そこら辺だけちょっとお聞かせいただければ。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

市民生活部長山下俊明君。

○市民生活部長（山下俊明君） ただいまの本間議員の御質問にお答えします。

いま聞いているところでは、受注生産で、ボイラーが届き次第、工事に入りたいというふうには考えておりますが、その時期が2月ないしは3月ということです。工期についても、土曜日、日曜日は、当然、大会等が入

っている場合もありますし、いまはこういう情勢ですので、そのときに大会がないという状況もあるかと思うのですが、基本的には月曜日から金曜日で工事は終わらせたい。月曜日から金曜日につきましては、工事の状況にもよりますが、場合によってはスポーツセンターを休館として工事を集中的に行いたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） そのほか質疑ございませんか。1番宮田均君。

○1番（宮田均君） いまの続きで、2款総務費1項総務管理費20目体育振興費の本間議員と同じ300番、体育施設管理費について、2点ほど質問したいと思います。

なぜ、いまの時期に補正でこの暖房・給湯設備が出てきたのでしょうか、その点を教えていただきたい。

第2点は、この給湯器で、たしか男性のシャワールーム6基、女性のシャワールーム6基、これが全部賄えるようになっているのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

市民生活部長山下俊明君。

○市民生活部長（山下俊明君） 宮田議員の御質問にお答えいたします。

科目は同じということですので、省略させていただきます。

スポーツセンターの暖房給湯設備の改修のうち、まず、ボイラーのほうになりますけれども、ボイラーにつきましては、設置当時より、1度、平成2年度に改修工事を行っております。ただ、そうは言いますが、築約30年が経過したボイラーを現在使用しておりますので、スポーツ協会のほうからも含めて、数年前から、いつ壊れてもおかしくない状況ということで、要望等はずっと優先順位1番ということで上げていただいているところです。

その都度、市のほうでも検討しまして、改修工事ということで考えておりましたが、毎年、改修で計上しておりますけれども、外壁ですとか、手すりですとか、雨漏りによる対策ということで、緊急的なほうを優先したという経過がございます。ボイラーにつきましては、もう30年も経過していつでも壊れる可能性があります。また、冬期間に壊れれば、その間の利用が全くできなくなりますので、緊急とは言いつつも若干後回しになっていたという経過もありますので、今回、改めてボイラーということで計上させていただいたところです。

また、シャワー室のほうですけれども、現在、男性で7基、女性で6基、計13基を用意しております。こちらにつきましては、いま、スポーツセンターの耐震改修で

すとか、建てかえですとか、総体的に含めて検討中でございます。シャワー室については、いま考えているのは、ボイラーとは別系統で小型の給湯器を設置して、男子、女子それぞれ2基から3基程度を考えているところです。その数につきましては、当然、多い、少ないというはあるかと思いますが、利用状況を見て増設ということもできますので、いまは必要最低限ということで2基ずつぐらいということと考えているところです。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

1 番宮田均君。

○1 番（宮田均君） いまの補正でどうして出てきたかっていうのは、このボイラーは、もう二、三年前から非常に要望があったということで、それが、なぜ補正予算で出てきたかと。要するに、場当たりのじゃなくて、やっぱり、年度当初にしっかりと予算を立てて計画的にやっていくということが僕は必要なのではないかと。

そして、部長がおっしゃったように、やっぱり建てかえも視野に入れてしっかりと計画していくんだというようなこととお聞きしたつもりなんですけれども、もう一度、その点についてお聞きしたい。

また、この給湯設備は、何人使うかわからないので、様子を見た後にまた処置をするということなのか、その2点をもう一度質問させていただきます。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

市民生活部長山下俊明君。

○市民生活部長（山下俊明君） 宮田議員の再質問にお答えいたします。

ちょっとわかりづらかったかもしれませんが、ボイラーにつきましては、先ほど申したように老朽化が著しくなっておりまして、平成30年度には、若干、配管も含めて点検や軽微な改修を行っているところです。

令和2年度につきましても、昨年の予算要求の時点から、ふらのスポーツ協会からはボイラーの改修を優先としてほしいというふうな要望もいただいておりますが、御存じのように、検討もした結果、当初予算につきましては、スポーツセンターの外壁の傷みが激しくて一部崩れ落ちそうだとおっしゃったところもございましたので、外壁工事と、夏場に使用しますパークゴルフ場のトイレの整備等につきましても、地域懇談会ですとか利用者の方より以前から非常に声が上がっていたものですから、そちらのほうを当初予算として計上したということでございます。

ボイラーにつきましても、本来であれば、数年前から当初予算として計上して工事という手もあったかと思いますが、計画的ではないというふうにおっしゃられればそれまでかもしれませんが、毎年、毎年、安全性ですとか利用者が安心して使ってもらうための設備を優先して

いるということでございます。今回、令和3年度に工事するよりは、補正で計上して、シャワー室のほうも2基ということで、大会が開催されれば2基というのはもしかしたらちょっと不十分な数字だというふうには認識しておりますが、コロナウイルスの感染対策も含めてシャワーの設置は必要かなというふうに考えておりますので、今回、ボイラーとシャワーということで計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） そのほか質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、次に移ります。

4 款衛生費、6 款農林業費、7 款商工費まで、26 ページ下段より31 ページ上段までを行います。

質疑ございませんか。

4 番家入茂君。

○4 番（家入茂君） 28 ページ、29 ページ、6 款農林業費2 項林業費2 目林業振興費の150 番、森林環境譲与税事業費についてお伺いいたします。

こちらについては、私有林が対象であるということですが、実際の整備私有林の対象場所と事業内容、内容ごとに面積もわかれば教えていただきたいのですけれども、以上2 点をお願いします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

経済部長川上勝義君。

○経済部長（川上勝義君） 家入議員の御質問にお答えいたします。

28 ページ、29 ページ、6 款2 項2 目の150 番、森林環境譲与税事業費の関係でございます。

これにつきましては、民有林の整備を森林環境譲与税を活用しながら進めていこうという事業で、今回、予算計上させていただきました。

中身としては、私有林等整備事業補助金ということで、補助金制度を創設しようというものでございます。事業の対象者につきましては、森林所有者、森林組合等を予定しておりまして、内容としましては、大きく分けて三つございます。

まず、間伐でございますが、面積としては5 ヘクタールを予定しておりまして、いまのところは八幡丘を中心に予定しているところでございます。補助率につきましては、補助対象経費の68%ということで、国の補助率を参考に設定させていただいているところであります。

二つ目は、野ネズミの駆除ということで、市内全域で想定としては100ヘクタールを対象としておりますけれど

も、資材費、散布費の関係で補助対象経費の同じく68%ぐらいを予定しております。

もう一つは、除雪ということで、これについては間伐作業等の冬季の林道の除雪ということで考えておりますが、補助率100%で大体80時間ぐらいの稼働を考えてございます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

4番家入茂君。

○4番（家入茂君） いまのお話ですと、場所が八幡丘ということだったと思います。八幡丘を選定した理由といますか、いまのお話だと森林組合等を通じて選定しましたというお話でした。特定地域といますか、富良野市は広大な地域でありますので、どうして八幡丘のほうを選定したのか、それと、民有林の保有者というのは何人もいらっしゃると思いますので、八幡丘の地域で何名の方が対象になったのかもあわせてお答えください。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

経済部長川上勝義君。

○経済部長（川上勝義君） 家入議員の再質問にお答えいたします。

この八幡丘の選定につきましては、森林組合との協議の中で要望もあったということで選定させていただいております。先ほどの面積で3名の方が対象となっております。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） そのほか質疑ございませんか。

6番大西三奈子君。

○6番（大西三奈子君） 質問が2項目で5点にわたるのですけれども、1回でいいのか、分けたほうがよろしいのか、お伺いします。

○議長（黒岩岳雄君） 何款と何款に分かれますか。

○6番（大西三奈子君） 4款と7款に分かれますので、分けたほうがよろしいですか。

○議長（黒岩岳雄君） それでは、4款のほうを先に、その後、7款のほうに進んでください。

○6番（大西三奈子君） わかりました。

26ページ、27ページ、4款衛生費1項保健衛生費2目予防費の130番、各種予防接種経費について、4点お伺いしたいと思います。

まず、今回の予防接種につきましては、インフルエンザ予防接種費用の助成拡大ということでお伺いしています。スタート時期、それから、周知方法についてお伺いしたいと思います。

3点目に、65歳以上という設定ですけれども、そのこの

部分については、例えば、ことし2月に誕生日を迎えられる方なども出てくるかと思えます。そういったことでは、基準日をどのように設定されるのか、お伺いしたいと思います。

最後に、4点目は、新型コロナウイルスの重症化予防ということでは、肺炎球菌ワクチンも有効な予防接種になるということで国のほうでも挙げていらっしゃるけれども、今回、インフルエンザ予防接種に至ったその議論経過についてお伺いしたいと思います。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

保健福祉部長柿本敦史君。

○保健福祉部長（柿本敦史君） 大西議員の御質問にお答えいたします。

26ページ、27ページ、4款1項2目の130番、各種予防接種経費についてでございます。

まず、インフルエンザ予防接種のスタートに関しましては、10月1日より開始できるよう準備を進めております。

あと、例えば2月に65歳の誕生日を迎える方などの基準日に関しましては、いまはちょっと持ち得ていませんので、お時間をいただければと思います。

また、肺炎球菌ワクチン接種の助成に対して拡大しないのかということですが、議員も御存じのように、肺炎球菌ワクチンは、平成26年度から定期接種化ということで、令和5年まで65歳を起点として、5歳刻みで、順次、接種対象となっているところでございます。肺炎球菌は、死亡率は高いのでございますが、インフルエンザと比べて年間罹患者が少ないこと、また、国や多くの自治体が今回はインフルエンザ予防を重点化していることから、本市においてもまずはインフルエンザ予防を重点化することといたしました。

また、先ほど説明し忘れましたが、インフルエンザ予防接種の開始時期は10月1日からということと、周知に関しましては、きょう可決いただいた後に、早急に広報、ホームページ等で、紙面もちょっと大きくとりながら、助成拡大ということと、皆さん受けてくださいということの呼びかけをしていきたいというふうを考えてございます。（発言する者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ここで基準日確認のため、暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時26分 開議

○議長（黒岩岳雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

御答弁願います。

保健福祉部長柿本敦史君。

○保健福祉部長（柿本敦史君） 大西議員の御質問にお答えいたします。

65歳の基準日に関しましては、国の定期接種の基準に合わせまして、接種日に65歳になっているかというところを基準とさせていただきます。

私どもは、今回、インフルエンザワクチンの定期接種に関しましては来年の1月30日までに済ませていただくということで決めてございます。これは、医師会との協議においてもこのような形にさせていただきますが、まずは寒くなる時期の前に、今回でいきますと、国の方針のように高齢者はできるだけ10月中に接種していただきたいということで、早目に接種していただくという意味も含めて1月30日までを基準日とさせていただきますので、先ほどの例示のように2月に65歳の誕生日を迎える方となりますと、今回に限りましては該当にならないという形になります。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

6番大西三奈子君。

○6番（大西三奈子君） 2点目にお伺いした告知方法についてですけれども、やはり、せっかく重症化予防ということで市民の健康を守られるのであれば、先ほどの告知だと、広報とか市の媒体を使ってということですが、例えば、医師会の御協力をいただいて病院からもアプローチをしていただくなり、そういったお互いの協力というのもあるべきかなというふうに思うのですけれども、そういった議論というのはされたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

保健福祉部長柿本敦史君。

○保健福祉部長（柿本敦史君） 大西議員の再質問にお答えいたします。

医師会等を通じまして、各医療機関にも御協力いただけるように検討してまいりたいと思います。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

6番大西三奈子君。

○6番（大西三奈子君） では、項目を分けて、もう1点のほうに移らせていただきます。

28ページ、29ページ、7款商工費1項商工費3目観光費の130番、富良野観光ウェブキャンペーン実行委員会交付金についてお尋ねしたいと思います。

事前にいただきました資料の中で、このキャンペーンの内容の詳細をお伺いしております。

その中で、3項目、例えばですけれども、新しい観光コンテンツの造成による誘客促進、それから、スキーレッスンのこと、顧客データシステムということで、誘客促進が3点ほど挙がっております。

この内容をお伺いしますと、希望的観測に向けて、何とかお客様に富良野にお入りいただきたいということかと思えます。この部分については、誘客促進と連動してどういったふう達成目標を考えていらっしゃるのか、そして、どのように目標を設定されているのか、このあたりについてお伺いしたいと思います。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

経済部長川上勝義君。

○経済部長（川上勝義君） 大西議員の御質問にお答えいたします。

28ページ、29ページ、7款1項3目の130番、富良野観光ウェブキャンペーン実行委員会交付金でございます。

この関係につきましては、先日の一般質問の中でも観光の状況については皆様にお伝えしたところでありますけれども、このまま行きますと、冬季の観光の入り込みについては前年度対比の大体4割ぐらいで落ちついてしまうのではないかと懸念しています。その中で、この4割を何とか6割に引き上げるため、具体的な数字で申しますと、11月から3月の宿泊数を何とか14万6,000泊を目標に取り組みを進めたいというふうに考えています。

先ほどの6割という数字ですけれども、さまざまな事業の組み立ての中で宿泊業者とも意見交換をしていますけれども、中規模程度の宿泊施設が維持する割合としては大体6割ぐらいないと厳しいというお話もいただいていますので、それをベースに積算しています。また、12月から2月の道内客については前年度対比166%ぐらい、道外客は前年度の7割ぐらいを呼び込まないと、その数値には到達しないというような状況になっています。それに向けて、宿泊業者を含めた観光関連業者に何とか希望を持っていただけるような、そういう施策を展開したいというふうに思っております。

基本は、道内客の誘客になろうかというふうに思っておりますけれども、その中でもスキーを中心とした誘客を考えてございます。また、ファミリー層をターゲットにして、連泊していただくような仕掛けを考えてございます。先ほどの4番目の観光コンテンツの関係につきましては、冬の花火、そういうものを上げながら見ていただくような仕掛けで、大体30日間ぐらいを想定してはいますが、3日ぐらい滞在いただければ1回は見られるような仕掛けで展開をしております。また、旅行プランにつきましては、ファミリー層の誘客ということで、連泊した場合はレッスン料を無料とするような誘客の方法で進めてまいりたいというふうに思っています。

誘客のPR等につきましては、道外、道内を中心をやってまいりたいと思っておりますけれども、富良野観光ウェブキャンペーンの事業は夏にもやっております、これまでメロンを配ったりということで現在で1万5000件弱ぐらいの顧客データを蓄積しておりますことから、その方々

にも直接アピールをしていくような誘客を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

6番大西三奈子君。

○6番（大西三奈子君） いま、誘客促進についてはお伺いできました。

これは、世界に向けて、国内に向けて、道内に向けての情報発信ということで、そこがかなり重要になってくるかと思えます。冬季キャンペーンの全体プロモーションの中でしっかりPRされていくのだと思いますが、どのようなイメージを持ってPRされていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

経済部長川上勝義君。

○経済部長（川上勝義君） 大西議員の再質問にお答えいたします。

いま予定しているPRの方法でありますけれども、道内向けにつきましては、テレビCM、新聞記事、またイベントを打ったりということで、そういうPRをしていきたいというふうに思っています。また、道外につきましては、旅行会社へのセールスですとか、あるいはウェブ広告、このようなものを打ちながら、誘客に努めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） そのほか質疑ございませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、次に移ります。

8款土木費、9款教育費、10款公債費まで、30ページ中段より37ページまでを行います。

質疑ございませんか。

5番石上孝雄君。

○5番（石上孝雄君） 30ページ、31ページ、8款土木費1項土木管理費2目土木機械費の100番、土木機械車両管理費の車両修繕料ですけれども、これは、修理した後はどれぐらい使用できるのか、また、これはかなりの金額で修理をしますけれども、運行に関しては、市で使うのか、官賃をするのか、運転手も含めて車両の運行がこれからしっかりできるのかどうか、この2点をお伺いします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

建設水道部長小野豊君。

○建設水道部長（小野豊君） 石上議員の御質問にお答えいたします。

30ページ、31ページ、8款1項2目の100番、土木機械車両管理費の車両修繕料に関してでございます。

こちらは10トンダンプの修繕料となっております、修繕をすることによって、現在の年間走行距離数等を勘案しまして、今後10年ほどは乗ることができるだろうというふうに判断しているところでございます。

また、誰が運転するのかというようなことかと思いません。現在、都市施設課のほうで大型の資格を持って運転をして維持業務等に当たっている職員が4名ほどおりますけれども、その職員で運行して道路維持作業等に当たっていくというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

5番石上孝雄君。

○5番（石上孝雄君） 車の修理というのは、事前の説明で運転が未熟だったというようなことを聞いていますが、こういう大きな修理をして、これから市で直接このダンプを運転するときに、運転する者としては、自分の車じゃなかったら、よっぽどのことがない限りは運転したくないですよね。

そういう観点から、車両の運行をもうちょっとしっかりやらなかったら、修理が無駄になっていくのではなかろうかなど。10年使えるということですから、もうちょっとしっかり運行管理を徹底してもらわないと、この修理が無駄になるのではなかろうか、また、新たな事故にもつながるのではなかろうかと思えますけれども、その辺はどうですか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

建設水道部長小野豊君。

○建設水道部長（小野豊君） 石上議員の再質問にお答えいたします。

事故を起こした職員の運転が未熟といったようなことにつきましては、業務としての運行は時間的にもそう長くない職員であったことは確かであります。ただ、現場等を見たところ、仕方がないと言ったら変ですけれども、多少は未熟なところがあったことは否めないのですけれども、今後、運行については気をつけるように指導していきたい、そして、運行管理と交通安全の徹底を職員にしながら運行していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） そのほか質疑ございませんか。

9番渋谷正文君。

○9番（渋谷正文君） 32ページ、33ページ、8款土木費2項道路橋梁費4目道路新設改良費の財源振替につい

てお伺いいたします。

これは、社会資本整備総合交付金事業を使ったものというふうに理解しております。これには地方債もややかかってくるのですが、今回、国の補助金に合わせて減額をしておりますけれども、これまでは合わせて市債も減額をしてきたかなというふうに思っております。今回は市債を増額しておりますけれども、これについては、これまで行ってきた財政運営といいましょうか、考え方を変更しているのかどうかというところを御確認したいなというふうに思っております。

あわせて、地方債を発行するわけですが、これは、市の単独の公共投資拡充に当たるものなのか。

この2点についてお伺いします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

財政課長藤野秀光君。

○財政課長（藤野秀光君） 渋谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

財源振替の内容ですけれども、今回、社会資本整備総合交付金の減額に伴いまして、その分の財源を確保しなければならないということで、いまは市債で補填をさせていただいている状況ですけれども、今後におきましては、社会資本整備総合交付金に見合うだけの事業で進行していきます。現在、現場が動いているものですから、現場が落ちついた後、この中でまた財源調整をさせていただきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

9番渋谷正文君。

○9番（渋谷正文君） 懸念するところは、一番最初に当初予算で地方債の発行をします、さらに、今回の補正で地方債を発行します、そして、決算のときに地方債は使い切りませんでしたという形で減らすということには、いわゆる地方債の性質上、そうはならないのではないかなというふうに思うのです。そういう懸念をしているのです。

そうならないように仕組みをつくっておられるのか、スキームをつくっておられるのかというところを確認したいと思います。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

財政課長藤野秀光君。

○財政課長（藤野秀光君） 市債の借り入れのことでお答えさせていただきます。

いま、予算のほうには地方債で計上させていただいておりますが、予算に計上してすぐ借り入れにつながるわけではなくて、今後、決算に向かって調整を行っていく中で、最終的な借り入れは年度末になっていきますので、そこに合わせて予算のほうもまた調整をさせていただきたいと考えております。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

9番渋谷正文君。

○9番（渋谷正文君） 最後に、確認させていただきます。

この地方債発行については、北海道との協議が必要になってくる案件かなというふうに思います。北海道のほうにも確認済みということではよろしいでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

財政課長藤野秀光君。

○財政課長（藤野秀光君） 起債の詳細については、振興局等との調整を図った上で行っている状況であります。

○議長（黒岩岳雄君） そのほか質疑ございませんか。

13番関野常勝君。

○13番（関野常勝君） 2点の質問ですけれども、32ページ、33ページ、9款教育費1項教育総務費3目教育振興費の270番、ICT教育推進事業費の器具購入費でございます。

今回、iPad147台分を購入するという事で資料の説明がありましたけれども、これは小学校及び中学校の教員全員分なのか、お伺いしたいと思います。

また、これまで、ライオンズクラブからの寄贈など、子供たちへ145台の寄贈があったと記憶しておりまして、市で購入した分、今回の教員分も含めて、全部で各学校に何台設置するのか、お伺いいたします。

同じく、その下の5目教育財産管理費の100番、教職員住宅維持管理費でございますけれども、これは、樹海小学校の教職員住宅の解体費用だという説明を受けています。

現在、市内で維持管理している教員住宅は何件あるのか、あわせて、教員が使用している住宅は何件なのか…（「関係ない」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 2点目の質問は、議案に関係しておりませんので、取り下げという形でよろしいですか。

○13番（関野常勝君） はい。1点目だけお願いします。

○議長（黒岩岳雄君） それでは、御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

○教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 関野議員の御質問にお答えいたします。

32ページ、33ページ、9款1項3目の270番、ICT教育推進事業費の関係でございます。

今回、この予算につきましては、教師用のiPad147台の購入を含めて説明させていただいたところであります。

議員の御質問にありましており、この147台と、それから、昨年6月の補正で児童生徒用ということで1,357台の導入を予定させていただき、そのほか、富良野ライオンズクラブからも平成22年に導入があったところであります。

ライオンズクラブから導入したiPadにつきましては、既にかかなりの年数がたっておりまして、調べたところ、108台が廃棄になる予定でございます。その部分も踏まえながら、6月補正、そして今回の補正、さらに、樹海小学校におきましては寄贈もあったところでありますので、それらを活用しまして、児童生徒分1,488台、そして、教師分167台も含めまして、全ての児童生徒、そして教員に配付されるところでございます。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。
よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） そのほか質疑ございませんか。
（「なし」と発言する者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で歳出を終わります。

次に、歳入、第2条繰越明許費及び第3条地方債の補正を行います。

6ページ、7ページ及び12ページから19ページまでを行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本件の質疑を終了いたします。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第2

議案第2号 令和2年度富良野市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（黒岩岳雄君） 日程第2、議案第2号、令和2年度富良野市介護保険特別会計補正予算を議題といたします

これより、本件の質疑を行います。

質疑は、本件全体について行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第3

議案第3号 富良野市東郷ダム管理条例の制定について

○議長（黒岩岳雄君） 日程第3、議案第3号、富良野市東郷ダム管理条例の制定についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

1番宮田均君。

○1番（宮田均君） まず、第2条の取水時期ですけれども、資料によりますと、5月1日から9月末の30日までということになっております。水位、流量、かんがいの状況等を考慮して行うものとすると思いますが、自然環境への影響ということで、5月の時期は産卵時期でもございますし、川の水位が非常に下がって環境への配慮は大丈夫なのかというようなことを取水については心配するところですが、下流の生態系への影響は大丈夫なのかどうか、1点お聞きいたします。

それから、第4条に、洪水その他緊急事態が発生しとありますけれども、地震があった場合などは大丈夫なのか。というのは、このダムができる過程で、水がたまらない状態になった部分がありました。これは、左岸の非常に弱い岩石のところから、底ではなくて、横から漏水したということで、地震のときにも弱くなっているのではないかと思いますので、安全性についてお聞きしたいと思います。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

経済部長川上勝義君。

○経済部長（川上勝義君） 宮田議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の環境への配慮ということでありまして、東郷ダムのこれからの取水規程につきましては、現在、北海道開発局と河川管理者である北海道と協議中でありまして、これから決まっていくものと思われれます。

それで、今回の議会でも資料としてお配りさせていただきまして、その中にもいまの状況ということ記載をしておりますが、西達布の頭首工につきましては、西達布川の流量が毎秒0.2立方メートルを超える場合のみ取水をするというふうになっておりますので、それ以上についてはとっていかないという状況がいまのところは決められております。

続いて、二つ目の安全性の関係でありますけれども、現在、試験湛水及び地震等の安全性評価を行っておりますが、ダム自体の安全性については問題がないというこ

とをいまのところ確認をしております。また、操作における安全性確保の部分については、今後定められる管理規程の部分でマニュアルに沿った操作を行っていく状況でございます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

1 番宮田均君。

○1 番（宮田均君） 第4条のほうについては了承しました。

第2条のほうについて、再度、質問させていただきます。

毎秒0.2立方メートルを超える場合というその流量の関係ですけれども、下流で河川の水位が大体何センチぐらい下がるのかというあたりは、生態系にも非常に影響するのではないかと。というのは、金山ダムができたころにはこういう環境への配慮がなかったものですから、放水、それから止水をするときに、空知川の浅瀬に住む生物がほとんど全滅状態になったということもあります。

その点について、もう一度お伺いいたします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

経済部長川上勝義君。

○経済部長（川上勝義君） 宮田議員の再質問にお答えいたします。

先ほど答弁もさせていただきましたけれども、いま、この取水規程については北海道開発局と北海道のほうで協議をされています。その協議の中でも生態系を崩さないような対応ということで話がされているというふうにお聞きしておりますので、取水規程の完成を待ちたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

1 番宮田均君。

○1 番（宮田均君） 確認です。

検討中ということで、環境への配慮をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（黒岩岳雄君） 質疑はないのですか。

（「終わります。」呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第4号 富良野市税条例の一部改正について

○議長（黒岩岳雄君） 日程第4、議案第4号、富良野市税条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第5号 富良野市学童保育センター設置条例の一部改正について

○議長（黒岩岳雄君） 日程第5、議案第5号、富良野市学童保育センター設置条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第6号 富良野市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○議長（黒岩岳雄君） 日程第6、議案第6号、富良野市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本件

の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第7号 基幹水利施設管理事業の実施について

○議長(黒岩岳雄君) 日程第7、議案第7号、基幹水利施設管理事業の実施についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) ないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第9号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長(黒岩岳雄君) 日程第8、議案第9号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) ないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第11号 議員の派遣について

○議長(黒岩岳雄君) 日程第9、議案第11号、議員の派遣についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

17番後藤英知夫君。

○17番(後藤英知夫君) -登壇-

議案第11号、議員の派遣について、提案の理由を申し上げます。

本件は、宇治則幸君外5名の御賛同をいただき提出するものであり、議員研修会(110ページで訂正)を実施するため、地方自治法第100条第13項及び富良野市議会会議規則第128条の規定に基づき、議員を派遣しようとするものです。

派遣の目的、場所、期間及び派遣する議員については、記載のとおりであります。

なお、その他、事情により変更が生じる場合には、議長に一任いたします。

以上、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。(「休憩」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) 暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時00分 開議

○議長(黒岩岳雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

17番後藤英知夫君。

○17番(後藤英知夫君) -登壇-

ただいま申し上げた部分について、訂正をお願いしたいと思います。

議員の研修及び議会報告会を実施するためと申し上げましたが、議会報告会を除いて議員研修会を実施するためと訂正いただきたいと思います。

以上です。

○議長(黒岩岳雄君) これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) ないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議員の派遣について

○議長（黒岩岳雄君） 日程第10、議員の派遣についてを議題といたします。

議員の派遣については、地方自治法第100条第13項及び富良野市議会会議規則第128条の規定に基づき、お手元に御配付のとおり、副議長を記載の各会議へ派遣するものでございます。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、お手元に御配付のとおり派遣することに決しました。

なお、本派遣に変更等が生じた際には、議長においてこれを処理いたしたいと思っておりますので、御了承願います。

ここで、10分間休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時08分 開議

○議長（黒岩岳雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

日程第11

意見案第1号 ドクターヘリの安定的・持続的運用への支援強化を求める意見書

○議長（黒岩岳雄君） 日程第11、意見案第1号、ドクターヘリの安定的・持続的運用への支援強化を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

10番大栗民江君。

○10番（大栗民江君） -登壇-

ドクターヘリの安定的・持続的運用への支援強化を求める意見書につきましては、佐藤議員外4名の賛同をいただき、提出いたします。

ドクターヘリは、道路事情に関係なく医師や看護師を乗せて時速200キロで現場に急行し、患者を機内で治療しながら医療機関に搬送できます。2001年の本格運航以来、これまで全国43道府県に53機が配備されています。搬送件数も年々増加し、2018年度には2万9,000件を超えました。本年7月に九州地方を襲った豪雨被害でも出動しており、空飛ぶ治療室の役割は着実に増えています。

一方、ドクターヘリの要請・出動件数の増加に伴い、運航経費と公的支援との間に乖離が生じている。

出動件数の増加は、整備費や燃料代、さらにはスタッ

フの人件費などの経費増に直結するため、事業者の財政的な負担は年々重くなっています。ドクターヘリの運航に係る費用の多くは国が交付金などで手当てをしていますが、追いついている状況にありません。

よって、政府においては、全国におけるドクターヘリの運航状況を直視するとともに、ドクターヘリが今後も救命救急の切り札として安定的かつ持続的な運用のもと、引き続き多くの人命救助に貢献できるよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記といたしまして、4点を記しております。

御一読を願ひまして、以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

議員皆様の賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（黒岩岳雄君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに、関係機関に送付いたします。

日程第12

意見案第2号 種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書

○議長（黒岩岳雄君） 日程第12、意見案第2号、種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

3番宇治則幸君。

○3番（宇治則幸君） -登壇-

意見案第2号、種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書は、地方自治法第112条及び富良野市議会会議規則第13条の規定により、後藤英知夫議員外4名の賛同を得て提出するものです。

種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書。

主要農作物種子法（112ページで訂正）が2018年4月に廃止され、国民の主要食料である米や麦などの種子の安定供給への不安感が払拭されない中で、本年の通常国会に多くの懸念事項が内包する種苗法の一部改正案が提出された。

種苗法の改正は、北海道の農業生産にも大きくかわる案件として捉えており、近年、問題となっている我が国の優良品種の海外流出を法的に規制することは極めて重要である。

その一方で、品種開発者の育成者権利を高め、自家増殖を許諾制へと見直すことにより、農業者の権利が弱められ、新たな費用負担が生じるなどの課題や、外資系種子会社を通じた海外流出への不安も懸念される。こうした中で、種苗法改正案は、通常国会において十分な審議時間が確保できず、継続審議となっている。

このため、種苗法の改正に当たっては、廃止になった主要農作物種子法での役割を再考し、優良種子の安定確保、安価供給の継続に向けた公的機関における農作物種子の研究・開発の維持と地方財政措置の位置づけを強化することが必要不可欠である。

また、試験場など公的機関が有する種苗の知見の提供などが、民間企業による独占的な種子開発を招き、利益優先による種子代の高騰などにも発展しかねない。

については、種苗法改正案の審議に当たって、国民の意見を幅広く聴取し、十分に時間をかけて丁寧な議論を行い、農業者が将来にわたり安心して作付できるよう、慎重な取り扱いを求める。

記。

1、今回の改正案では、全ての登録品種の自家増殖が許諾制となるため、企業への主要種子の独占や許諾による事務作業の煩雑化、費用の増加などが見込まれることから、農業者が安心して作付できる環境を整えること。

2、主要農作物種子法において機能していた都道府県における地域の特色を生かした種子の研究、開発などを、いままでどおり、国などの公的機関が責任を持って進めるよう、従来行っている地方財政措置を改正法案に盛り込むこと。

3、外資系企業における地域ブランドなど優良な国産農産物の種子の海外流出を防止するための万全な対策、制度を構築すること。

記の2番を含め、主要農作物種子法においてとのこれまでの発言は、主要農作物種子法においてと訂正願います。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものです。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（黒岩岳雄君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに、関係機関に送付いたします。

日程第13

意見案第3号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書

○議長（黒岩岳雄君） 日程第13、意見案第3号、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

5番石上孝雄君。

○5番（石上孝雄君） -登壇-

意見案第3号、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書は、地方自治法第112条及び富良野市議会会議規則第13条の規定により、宇治則幸君外4名の賛同をいただき、提出するものであります。

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書。

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など多様な魅力を有しており、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、北海道の経済は、食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において大きな打撃を受けている。

今後は、感染抑制のための取り組みを継続しながら、経済活動との両立を図ることや復興に向けた取り組みを加速することが必要であり、そのためには、北海道の強みである食や観光に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、生産性の向上に資する高規格幹線道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要不可欠である。

また、北海道は、近年、豪雨、暴風雪、地震、津波などの自然災害時に発生する交通障害、多発する交通事故、道路施設の老朽化など、さまざまな課題を抱えている。加えて、本州に比べ、積雪寒冷の度合いが特に甚だしく、除排雪等に要する費用も多額となっている。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備の必要性や、新型コロナウイルス収束後の物流、観光を初めとする経済活動の復興における道

路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や、管理の充実・強化が図られるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設するとともに、道路関係予算は所要額を満額確保すること。

2、高規格幹線道路については、着手済み区間の早期開通はもとより、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間における4車線化といった機能向上を図ること。

3、令和2年度までの限定的な措置となっている防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を継続し、対象事業の範囲を拡充すること。また、地方が国土強靱化地域計画に基づく事業を着実に推進するため、必要な予算を確保するとともに、緊急自然災害防止対策事業債等の継続を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。

4、道路施設の老朽化対策を推進するため、点検、診断、補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理、更新事業を行うための技術的支援の充実を図るとともに対策予算を確保すること。

5、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の発展に資する交通ネットワークの形成など、地域の暮らしや経済活動の復興を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

6、泊発電所周辺の道路は、複合災害発生時における避難道路としての機能も有していることから、こうした道路の事業について、国の負担割合を引き上げるとともに、早急な整備と適切な管理を図るために必要な予算を別枠で確保すること。

7、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の維持・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものであります。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（黒岩岳雄君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。直ちに、関係機関に送付いたします。

日程第14

意見案第4号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書

○議長（黒岩岳雄君） 日程第14、意見案第4号、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

17番後藤英知夫君。

○17番（後藤英知夫君） -登壇-

意見案第4号、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書は、天日議員外5名の賛同のもと、地方自治法第112条及び富良野市議会会議規則第13条の規定により、提出するものであります。

軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書。

軽油引取税については、平成21年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化され、これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等に用いられる軽油に設けられている免税制度が平成30年3月末で廃止される予定となっていたが、索道事業者等からの強い要望により、3年間延長措置が認められ、令和3年3月末での適用期限を迎える。

経営規模が大きい北海道の農業は、特にトラクター等の大型農業機械を使用し、燃料として免税軽油を使っている。また、漁業の船舶や鉄道輸送など、あらゆる産業分野で免税軽油が使用され、基幹産業の育成や地域経済の活性化に貢献している。

さらに、北海道の冬季観光を支えるスキー場では、ゲレンデ整備に使用する圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油が免税となっており、この制度がなくなれば、現在のスキー人口減少による厳しい経営環境がさらに圧迫され、スキー場の経営が一層厳しいものとなり、北海道の観光及び経済に大きな打撃を与えることが危惧される。

本市のスキー場においても、安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するため、雪面整備に圧雪車等を使用しており、利用者の減少等、厳しい環境にあるスキー場の経営維持に軽油引取税の課税免除措置は不可欠なものとなっている。

この軽油引取税の課税免除措置が廃止されれば、農林水産業、冬季観光産業等へ与える影響は深刻であり、地域経済にとっても大きな影響を及ぼすことから、その継続が強く求められる。

よって、国においては、農林水産業や観光産業など幅

広い事業者への影響を考慮し、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除特例措置を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものであります。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（黒岩岳雄君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに、関係機関に送付いたします。

日程第15

意見案第5号 「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困解消」など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書

○議長（黒岩岳雄君） 日程第15、意見案第5号、「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困解消」など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

2番松下寿美枝君。

○2番（松下寿美枝君） -登壇-

「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困解消」など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書。

上記意見案について、関野議員外6名の賛同を得て、地方自治法第112条及び富良野市議会会議規則第13条の規定により、提出いたします。

「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困解消」など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書。

義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1になったことで、定数内期限つき採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっている中、文部科学省は、学校における働き方改革や複雑化、困難化する教育課題に対応するためとして、2020年度分として4,235人増の要求を行った。しかし、8年間の教職員定

数改善計画は実現されず、教職員定数増3,726人、うち加配定数3,411人、基礎定数315人となり、教職員配置の見直し2,000人減を除いた改善数は、1,726人の定数増にとどまった。

2020年7月に厚生労働省が発表した2019年国民生活基礎調査によると、2018年における18歳未満の子供がいる世帯の子供の貧困率は13.5%、ひとり親世帯は48.1%と、依然として7人に1人の子供が貧困状態にある。また、2020年3月、文部科学省が発表した就学援助実施状況等調査においては、2018年度の要保護・準要保護援助率が全国で14.90%と7人に1人、北海道においては、全国で8番目に高い19.64%と5人に1人が補助を受けている状況となっており、依然、厳しい実態にある。

このような状況にあるにもかかわらず、教育現場では、いまだに地方財政法で住民に負担を転嫁してはならないとしている人件費、旅費を初め、校舎等の修繕費がPTA会計などの私費から支出されている実態や、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどを初めとする教材費などの私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体でその措置に格差が生じている。

さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪や高校授業料無償制度への所得制限、さらには、給付型奨学金は対象者が限定されていることから、有利子奨学金制度を利用せざるをえない子供たちが返済に悩み、苦しむなど、家庭、子供の貧困と格差は改善されず、経済的な理由で進学、就学を断念するなど、教育の機会均等は崩され、学習権を含む子供の人権が保障されない状況となっている。子供たちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有している。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、新しい生活様式が求められ、学校においてもその取り組みが推奨されている。しかし、学級編制基準など、現在の子供たちを取り巻く学校教育環境はそれらを想定したものではなく、感染症によるいじめや差別が社会問題にもなる中、子供たちの学習権はもとより、心身ともに健康で安心できる学校生活を送れるような新しい生活様式による教育諸条件を整備することが急務である。

これらのことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元、30人以下学級の早期実現に向けて、以下の項目について充実を図るよう要請する。

記。

1、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償となるよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を2分の1に復元すること。

2、30人以下学級の早期実現に向けて、小学校1年生から中学校3年生の学級編制標準を順次改定すること。また、地域の特性に合った教育環境整備、教育活動の推進、住む地域に関係なく子供たちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭、養護教諭、事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保、拡充を図ること。

3、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、図書費など、国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

4、就学援助制度、奨学金制度のさらなる拡大、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図ること。

5、新型コロナウイルス感染症対策のための学校における新しい生活様式に伴う必要な予算の確保、拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（黒岩岳雄君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに、関係機関に送付いたします。

日程第16

意見案第6号 新たな過疎対策法の制定等に関する意見書

○議長（黒岩岳雄君） 日程第16、意見案第6号、新たな過疎対策法の制定等に関する意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

16番水間健太君。

○16番（水間健太君） -登壇-

意見案第6号、新たな過疎対策法の制定等に関する意見書は、地方自治法第112条及び富良野市議会規則第13条の規定により、石上孝雄議員外4名の賛同を得て提出するものであります。

新たな過疎対策法の制定等に関する意見書。

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げてきたところである。

しかしながら、過疎地域では、人口減少に歯どめがかからず、産業を支える担い手不足、経済の停滞、公共交通機関の廃止、医師や看護師不足、森林の荒廃など、生活基盤の弱体化が進み、極めて深刻な状況に直面している。

一方、過疎地域は、国土の過半を占め、豊かな自然や歴史、文化を有しているふるさと地域であり、都市に対する食料、水、エネルギーの供給、国土、自然環境の保全、癒やしの場の提供、災害の防止、森林による温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的、公益的な機能は、国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民により支えられてきたものである。過疎地域がそこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものである。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末をもって失効することとなるが、引き続き、総合的な過疎対策を充実・強化し、過疎地域の振興、持続的発展が図られるよう、次の事項について取り組むことを強く求める。

1、新たな過疎対策法を制定すること。その際、現行の過疎地域を継続して指定対象とすることを基本としつつ、過疎地域の指定要件及び指定単位については、過疎地域の特性を的確に反映したものとすること。仮に、地域指定から外れる団体が生じた場合は、前例を踏まえ、激変緩和のための経過措置を講じること。

2、過疎対策事業債の制度を存続し、対象事業の拡大を図ること。また、過疎対策事業が円滑に実施できるよう必要額を確保すること。過疎地域が財源を安定的に確保するため、地方交付税による財源保障機能のさらなる充実・強化を図ること。

3、過疎地域において特に深刻な人口減少と高齢化に対処するため、産業振興、雇用拡大、子育て支援等の施策を積極的に推進すること。

4、過疎地域において住民が安心・安全に暮らすことができるよう、医療の確保、交通の確保、教育環境の整備、情報の促進等を広域的な事業による対応も含めて推進すること。

5、農地利用、森林の管理、地域資源を活用した観光及び地場産業の振興等、過疎地域の環境と特性を生かした産業振興を支援すること。農業においては、基盤整備、

販売等に資する施設整備に対する支援、農地改良や農業用施設の改良に対する支援を拡充すること。観光においては、過疎地域の豊かな自然、歴史・文化、特産品などの地域資源を活用した交流人口の拡大を図るための施策へ支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、提出するものであります。

議員各位におかれましては、よろしく御賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（黒岩岳雄君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに、関係機関に送付いたします。

日程第17

意見案第7号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

○議長（黒岩岳雄君） 日程第17、意見案第7号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

7番佐藤秀靖君。

○7番（佐藤秀靖君） -登壇-

意見案第7号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書は、天日公子議員外4名の賛同をいただき、地方自治法第112条及び富良野市議会会議規則第13条の規定により、提出するものであります。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は、戦後最大の経済危機に直面しています。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより、来年度においても地方税、地方交付税など一般財源の激減が懸念されています。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減

災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応を初め、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想されます。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望します。

記。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減収となることから、思い切った減収補填措置（116ページで訂正）を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め、弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税、地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設、拡充、継続に当たっては、有効性、緊急性を厳格に判断すること。

5、とりわけ、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地、家屋、償却資産を問わず、断じて行わないこと。さきの緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時、異例の措置としてやむを得ないものであったが、本来、国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものであります。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

訂正をお願いします。

3点目で財政補填措置と申し上げましたが、減収補填措置であります。訂正をお願いします。

○議長（黒岩岳雄君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり可決されました。
直ちに、関係機関に送付いたします。

日程第18 閉会中の所管事務調査について

○議長（黒岩岳雄君） 日程第18、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件について、各委員長よりの申し出を職員に朗読いたさせます。

庶務課長大津諭君。

○庶務課長（大津諭君） -登壇-

市民福祉委員会、経済建設委員会の各委員長からの所管事務調査の申し出を朗読いたします。

事務調査申出書。

本委員会は、閉会中、下記の件について、継続調査を要するものと決定したので、申し出ます。

市民福祉委員会、調査番号、調査第5号、調査件名、権利擁護センター事業について。

経済建設委員会、調査番号、調査第6号、調査件名、鳥獣被害の実態と対策について。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） お諮りいたします。

ただいま朗読報告のとおり、閉会中の所管事務調査について決定いたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ申し出のとおり、閉会中の所管事務調査を許可することに決しました。

閉 会 宣 告

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、本日の日程を終わり、本定例会の案件は、全て終了いたしました。

これをもって、令和2年第3回富良野市議会定例会を閉会いたします。

午前11時55分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 2 年 9 月 24 日

議 長 黒 岩 岳 雄

署名議員 松 下 寿美枝

署名議員 後 藤 英知夫